

北九州市立消費生活センター あんしんサポートニュース

おうち時間が増えてインターネット利用も増加 トラブル相談も過去最高に

いろいろなトラブルについて知っておくこと、周囲による見守りが大切です。

- <相談事例1>宝くじに当選し、当選金を受け取れる手続きと言われ、電子マネーを購入し個人情報を伝えてしまった。
- <相談事例2>初回が安いサプリを一度だけのつもりで購入したら、「定期購入契約になっている」と言われ解約できない。2回目以降が高額で払えない。
- <相談事例3>格安で購入できる有名ブランドの腕時計を注文したら偽物が届いた。

<アドバイス>

- 心当たりのないメールやSMS（ショートメッセージサービス）が届いても反応しないようにしましょう。**

携帯電話やスマートフォンを持っていると、様々な迷惑メール等が送られてきます。メールの内容に従ってお金を振り込んでも当選金はもらえません。知らない人からのメールなどは無視するのが安全です。

- 初回低価格のお試し商品を注文するときは、契約内容や解約条件をよく確認しましょう。**

購入や解約の条件などは、小さな字で書かれていて見づらいことが多いのです。通信販売にはクーリングオフ制度がなく、受け取り拒否や事業者に無断で返品しても解決にはなりません。

- 詐欺サイトや模倣品サイトを見分けることは困難です。不安を感じた場合は購入をやめましょう。**

- 不審に思ったりトラブルになった場合は消費生活センターに相談してください。**

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎^{い や や}188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん